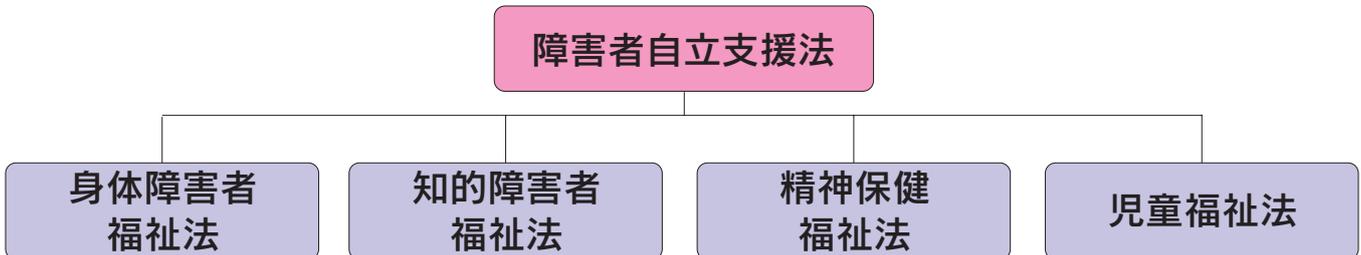


障害者自立支援法によるサービスがはじまります

これまでは身体障害と知的障害、精神障害といった障害の種類や年齢により受けられる福祉サービスの内容が決められていましたが、4月からは「障害者自立支援法」によって、どの障害の人も共通のサービスを地域において受けられるようになります。複雑に組み合わさっていた福祉サービスが1つになり、総合的に障害者の地域での自立した生活を支援します。



【居宅サービス】 ⇒ 4月から「障害福祉サービス」に変更

《ホームヘルプ、デイサービス、短期入所、グループホーム、児童デイサービス》

ご利用の場合、4月から9月までは、現行の支援費と同様の方法で「みなし支給決定」を行います。

10月からは新しい制度での支給決定を改めて行うことになります。

【施設サービス】 ⇒ 4月から「障害福祉サービス」に変更

《療護施設、更生施設、授産施設、通勤寮》

ご利用の場合、4月から9月までは、現行の支援費と同様の方法で「みなし支給決定」を行います。その後、利用している施設が新体系に移行すれば、新しい制度での支給決定を改めて行うことになります。

【精神通院医療】 ⇒ 4月から「自立支援医療」に変更

① 3月30日以前で患者票の支給期限が切れる人

3月末までの決定と4月以降の本則決定を受ける必要があります。

(提出書類：A.B.C.D)

② 3月31日で患者票の支給期限が切れる人

4月以降の本則決定を受ける必要があります。

(提出書類：A.C.D)

③ 4月以降まで患者票の支給期限のある人

支給期限までの「みなし決定」を受け、その後の本則決定を受ける必要があります。

(提出書類：A.C.D.F) ※期限がH18.7.1以降の人はCは不要。

④ 4月以降、新規で申請する人

新制度での本則決定を受けることになります。

(提出書類：A.C.D)

※以上の中で、課税状況によっては、Eの意見書が必要となります。また、医療保険が国民健康保険以外であれば、本人と被保険者の保険証の写しが必要となります。

《提出書類》

A. 新制度の申請書 B. 旧制度の申請書 C. 診断書 D. 同意書 E. 意見書(重度かつ継続) F. 旧患者票(写しでも可) ※これらの書類は、各医療機関にも送付しております。

◎利用者負担

以上のようなサービスを利用した場合、原則1割が自己負担となります。ただし、所得に応じて、ある一定金額以上の負担を求めない月額負担上限が設定されます。

また、施設入所者等の食費や光熱水費、自立支援医療における入院時の食事代は全額自己負担となります。

なお、低所得の人を中心に、一定の要件を満たした場合、負担額をさらに軽減するしくみがあります。

◎手続き

※現在、支援費制度による居宅サービスや施設サービスを受けている人や精神通院医療を受けている人は、3月31日までに福祉事務所で手続きが必要です。

なお、対象者または保護者には個別に案内していますが、万一手元に届いていなければ、福祉事務所までご連絡ください。

●問合せ先 福祉事務所地域福祉係

市議会議員紹介

松浦市議会議員一般選挙が2月5日に行われ、新しい松浦市の議員が誕生しましたので紹介します（敬称略、50音順）。



いただに くにひろ
板谷 國博
(鷹島町)



おの かずお
尾野 一男
(志佐町)



かぬうち たけとoki
金内 武久
(鷹島町)



きはら ゆういち
木原 勇一
(志佐町)



こまつ ちあき
小松 千秋
(星鹿町)



しいやま けんじ
椎山 賢治
(鷹島町)



しみず まさし
志水 正司
(福島町)



しもくぼ なおと
下久保 直人
(今福町)



しらい こういちろう
白石 光一郎
(御厨町)



すずたて やすゆき
鈴立 靖幸
(志佐町)



たかはし かつゆき
高橋 勝幸
(今福町)



たけもと しんたろう
竹本 伸太郎
(御厨町)



てらざわ まさくに
寺澤 優國
(今福町)



ともだ よしやす
友田 吉泰
(御厨町)



なかつか ゆうすけ
中塚 祐介
(志佐町)



ひさえだ くにひこ
久枝 邦彦
(志佐町)



まつした ひでとし
松下 英俊
(福島町)



やまぐち よしまさ
山口 芳正
(福島町)



よしとみ たけし
吉富 武志
(調川町)



よしほら すなお
吉原 順穂
(志佐町)

国民年金制度が変わります

◆ 保険料額が改正されます

平成 18 年 4 月から平成 19 年 3 月までの国民年金保険料は、月 280 円引き上げられ、月額 13,860 円となります。

国民年金保険料は、平成 29 年度まで毎年度月額 280 円引き上げられ最終的に月額 16,900 円となる予定です。これは、急速な少子高齢化に対応するため、年金を支える力と給付のバランスを取る仕組みを導入することで、極力保険料の上昇を抑え、将来の保険料額を明確にしたものです。なお、基礎年金の国庫負担を 3 分の 1 から 2 分の 1 に引き上げることにより、どの世代で

も納付した保険料の 1.7 倍以上の年金が受け取れる試算となります。

◆ 保険料免除（一部納付）の段階が増えます

国民年金には、経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される制度があります。

平成 18 年 7 月から、より納付しやすい環境とするため、これまでの全額免除および 2 分の 1 納付（半額免除）に加え、4 分の 1 納付および 4 分の 3 納付の新しい段階が加わります。免除および一部納付は申請手続きが必要です。

○申請・問合せ先 保健年金課、福島・鷹島支所

平成 18 年度固定資産税縦覧帳簿の縦覧

—平成 18 年は評価替えの年です—

平成 18 年度固定資産税縦覧帳簿の縦覧が 4 月 3 日からはじまります。

縦覧とは、固定資産税の納税義務者が、所有する土地・家屋の評価額と近隣の土地・家屋の評価額を比較して価格が適正であるかを確認できるように、土地および家屋の縦覧帳簿を納税者の縦覧に供する制度です。

● 縦覧帳簿の内容

- ・土地価格等縦覧帳簿には、所在、地番、地目、地積、価格を記載しています。
- ・家屋価格等縦覧帳簿には、所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格を記載しています。

● 縦覧できる人

土地価格等縦覧帳簿は、市内に土地を所有している固定資産税の納税者が縦覧できます（家屋のみの所有者は縦覧できません）。

家屋価格等縦覧帳簿は、市内に家屋を所有している固定資産税の納税者が縦覧できます（土地のみの所有者は縦覧できません）。

※ 資産をお持ちでも、免税点により固定資産

税が課税されていない人は縦覧できません。

● 縦覧の期間

4 月 3 日（月）～5 月 1 日（月）
（土・日・祝日を除く）

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで

● 縦覧場所 税務課、福島・鷹島支所

● その他

手数料は無料です。目的外の使用がないように縦覧帳簿のコピーの交付は行いません。

※平成 18 年度の固定資産税の第 1 期納期限は 5 月 1 日です。

○問合せ先 税務課固定資産税係

固定資産税路線価等を公開しています

固定資産税に対する信頼を一層確保することを目的として、評価額の基礎となる路線価が全て公開されています。税務課窓口においても、市民の皆様に路線価等を記載した図面を公開しています。

また、インターネットによる路線価等の公開も下記サイトにて実施しておりますので、併せてご利用ください。

●サイトの名称 「全国地価マップ」

●サイトの URL <http://www.chikamap.jp/>